

2021年3月26日

各位

会社名 株式会社青山財産ネットワークス  
代表者 代表取締役社長 蓮見 正純  
(コード番号 8929 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員 経営企画本部長 橋場真太郎  
(TEL 03-6439-5800)

## 新株予約権の消滅及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2021年12月期第1四半期(2021年1月1日～2021年3月31日)において、下記のとおり新株予約権が消滅することとなり、特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

##### 第5回新株予約権

(1) 決議日	2019年2月5日
(2) 割当先	当社取締役、監査役、執行役員、関係会社取締役
(3) 権利行使期間	2021年4月1日～2024年3月5日
(4) 新株予約権の発行数	1,520個
(5) 新株予約権の未行使残高数	152,000株
(6) 消滅する新株予約権の数	1,520個
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個

##### 第6回新株予約権

(1) 決議日	2019年2月5日
(2) 割当先	当社従業員、関係会社取締役、関係会社従業員
(3) 権利行使期間	2021年4月1日～2024年3月5日
(4) 新株予約権の発行数	2,480個
(5) 新株予約権の未行使残高数	248,000株
(6) 消滅する新株予約権の数	2,480個
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個

##### 第7回新株予約権

(1) 決議日	2019年5月8日
(2) 割当先	当社社外取締役、当社及び当社関係会社の外部協力者
(3) 権利行使期間	2021年4月1日～2024年6月5日
(4) 新株予約権の発行数	305個
(5) 新株予約権の未行使残高数	30,500株
(6) 消滅する新株予約権の数	305個
(7) 消滅後の新株予約権の数	0個

#### 2. 新株予約権の消滅の理由

2019年3月6日に付与した第5回新株予約権及び第6回新株予約権及び2019年6月6日に付与した第7回新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、下記①を達成できなかったため、消滅することとなりました。

なお、発行要項につきましては、2019年2月5日付「募集新株予約権(業績目標コミットメント型有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」及び「新株予約権(業績目標コミットメント型ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」及び2019年5月8日付「募集新株予約権(業績目標コミットメント型有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」をご参照願います。



〈第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使条件〉

①本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2019年12月期及び2020年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益の合計額が3,400百万円超となった場合のみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

3. 新株予約権の消滅日

2021年3月26日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2021年12月期第1四半期において特別利益として新株予約権戻入益190百万円を計上いたします。

5. 今後の見通し

2021年2月9日に公表しました2021年12月期の通期業績予想において、上記の特別利益の可能性があると勘案して親会社株主に帰属する当期純利益を予想しております。このため、本件による通期業績予想への影響は軽微であります。

以 上